

＼課税売上高1,000万円を超えていませんか？／

課税売上高が1,000万円を超えた事業者は 消費税の申告が必要になります！

● 課税売上高が1,000万円を超えたたら、消費税の申告が必要です

年間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、
1,000万円を超えた年（年度）の翌々年（年度）から課税事業者となり、
消費税申告の義務が発生します。

例 令和7年度申告で課税売上高合計が1,000万円を超えた場合、
令和9年度から消費税の申告が必要になります。

- ※ 課税売上高は、水稻や畑関係（野菜・果樹・花卉）や畜産等の生産物の売上高、作業受託料が該当します。交付金等は課税売上高には入りません（不課税売上です）。
- ※ 今後、課税売上高が1,000万円以下になった場合は、課税売上高が1,000万円以下になった年（年度）の翌々年（年度）から、免税事業者に戻ることができます（税務署への届出が必要です）。
- ※ 日々の記帳から青色決算書作成や消費税計算を自動でできる会計ソフトの活用もおすすめします。

● 課税事業者になることがわかったら、届出が必要です

課税売上高が1,000万円を超えた年（年度）の所得税・法人税の申告後に、
「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を税務署に提出する必要があります。

＜届出時期の目安＞

- ✓ 個人事業者……3月15日以降
- ✓ 法人事業者……事業年度終了から2ヶ月後以降

例 令和7年度申告で課税売上高合計が1,000万円を超えた場合、
令和8年3月15日以降（または令和7年度終了から2ヶ月後以降）に
酒田税務署へ届出書を提出することが必要になります。

● 課税売上高が5,000万円以下の場合は、簡易課税制度が適用できます

年間の課税売上高が1,000万円を超えても、5,000万円以下の場合は、
簡易的な方法で消費税を計算することができます（簡易課税制度）。

- ※ 簡易課税制度とは、課税売上に係る消費税額に一定の率を掛けた額を、
課税売上に係る消費税額から差し引くことで納税額を算出できる制度です。
- ※ 適用すると、2年間は簡易課税制度をやめることができません。

＜適用を受ける手続き＞

- ✓ 簡易課税制度の適用を受けたい課税期間が始まる前に、
「消費税簡易課税制度選択届出書」を酒田税務署に提出する必要があります。
- ✓ 課税事業者になると同時に簡易課税制度の適用を受ける場合は、
「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」と同時に提出するのがおすすめです！

お問い合わせ先

- 消費税の制度について
- 消費税申告・各種届出のご相談
- 各種届出書の様式

酒田税務署（TEL33-1450）またはJA各営農課
酒田税務署
国税庁HPまたは酒田税務署